

ごみ収集カレンダー [令和4年4月～9月]

A

▶志筑地区 ▶新治地区〔市村・根当・八幡下周辺を含む〕
▶稲吉一丁目～五丁目地区
▶稲吉東一丁目～六丁目地区・角来地区

C

▶美並地区
▶安飾地区
▶佐賀地区

【凡例】

- ◎蛍光灯・電球他＝蛍光灯・電球／乾電池・水銀体温計／使い捨てライター（別々のコンテナへ）
- ◎ペットボトル他＝ペットボトル（コンテナへ）／雑誌／古布／紙パック／その他紙
- ◎プラスチック容器他＝プラスチック製容器包装／段ボール／新聞紙

令和4年 April 4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					カン・金属類	
3	4	5	6	7	8	9
燃やすごみ	ガラス・陶磁器類	ペットボトル他	燃やすごみ	プラスチック容器他		
10	11	12	13	14	15	16
燃やすごみ	その他びん	粗大ごみ	燃やすごみ	カン・金属類		
17	18	19	20	21	22	23
燃やすごみ	無色びん	ペットボトル他	燃やすごみ	プラスチック容器他		
24	25	26	27	28	29	30
燃やすごみ	茶色びん		燃やすごみ	カン・金属類		

令和4年 May 5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
燃やすごみ	蛍光灯・電球他	ペットボトル他	燃やすごみ	カン・金属類		
8	9	10	11	12	13	14
燃やすごみ	その他びん	粗大ごみ	燃やすごみ	プラスチック容器他		
15	16	17	18	19	20	21
燃やすごみ	無色びん	ペットボトル他	燃やすごみ	カン・金属類		
22	23	24	25	26	27	28
燃やすごみ	茶色びん		燃やすごみ	プラスチック容器他		
29	30	31				
燃やすごみ						

令和4年 June 6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			ペットボトル他	燃やすごみ	カン・金属類	
5	6	7	8	9	10	11
燃やすごみ	ガラス・陶磁器類	粗大ごみ	燃やすごみ	プラスチック容器他		
12	13	14	15	16	17	18
燃やすごみ	その他びん	ペットボトル他	燃やすごみ	カン・金属類		
19	20	21	22	23	24	25
燃やすごみ	無色びん		燃やすごみ	プラスチック容器他		
26	27	28	29	30		
燃やすごみ	茶色びん	ペットボトル他	燃やすごみ			

令和4年 July 7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					カン・金属類	
3	4	5	6	7	8	9
燃やすごみ	蛍光灯・電球他	ペットボトル他	燃やすごみ	プラスチック容器他		
10	11	12	13	14	15	16
燃やすごみ	その他びん	粗大ごみ	燃やすごみ	カン・金属類		
17	18	19	20	21	22	23
燃やすごみ	無色びん	ペットボトル他	燃やすごみ	プラスチック容器他		
24	25	26	27	28	29	30
/31 燃やすごみ	茶色びん		燃やすごみ	カン・金属類		

令和4年 August 8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
燃やすごみ	ガラス・陶磁器類	ペットボトル他	燃やすごみ	カン・金属類		
7	8	9	10	11	12	13
燃やすごみ	その他びん	粗大ごみ	燃やすごみ	プラスチック容器他		
14	15	16	17	18	19	20
燃やすごみ	無色びん	ペットボトル他	燃やすごみ	カン・金属類		
21	22	23	24	25	26	27
燃やすごみ	茶色びん		燃やすごみ	プラスチック容器他		
28	29	30	31			
燃やすごみ		ペットボトル他				

令和4年 September 9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				燃やすごみ	カン・金属類	
4	5	6	7	8	9	10
燃やすごみ	蛍光灯・電球他	ペットボトル他	燃やすごみ	プラスチック容器他		
11	12	13	14	15	16	17
燃やすごみ	その他びん	粗大ごみ	燃やすごみ	カン・金属類		
18	19	20	21	22	23	24
燃やすごみ	無色びん	ペットボトル他	燃やすごみ	プラスチック容器他		
25	26	27	28	29	30	
燃やすごみ	茶色びん		燃やすごみ	カン・金属類		

ごみ収集カレンダー [令和4年4月～9月]

B

▶七会地区〔国道6号・土浦・千代田工業団地より西側〕
▶下稲吉小学校付近～大塚団地～逆西11区周辺地区
▶稲吉南一丁目～三丁目地区

D

▶下大津地区
▶志士庫地区
▶牛渡地区

【凡例】

- ◎蛍光灯・電球他＝蛍光灯・電球／乾電池・水銀体温計／使い捨てライター（別々のコンテナへ）
- ◎ペットボトル他＝ペットボトル（コンテナへ）／雑誌／古布／紙パック／その他紙
- ◎プラスチック容器他＝プラスチック製容器包装／段ボール／新聞紙

令和4年 April 4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					燃やすごみ	
3	4	5	6	7	8	9
ガラス・陶磁器類	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
10	11	12	13	14	15	16
その他びん	燃やすごみ		プラスチック容器他	燃やすごみ		
17	18	19	20	21	22	23
無色びん	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
24	25	26	27	28	29	30
茶色びん	燃やすごみ	粗大ごみ	プラスチック容器他	燃やすごみ		

令和4年 May 5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
蛍光灯・電球他	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
8	9	10	11	12	13	14
その他びん	燃やすごみ		プラスチック容器他	燃やすごみ		
15	16	17	18	19	20	21
無色びん	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
22	23	24	25	26	27	28
茶色びん	燃やすごみ	粗大ごみ	プラスチック容器他	燃やすごみ		
29	30	31				
燃やすごみ						

令和4年 June 6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ	
5	6	7	8	9	10	11
ガラス・陶磁器類	燃やすごみ		プラスチック容器他	燃やすごみ		
12	13	14	15	16	17	18
その他びん	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
19	20	21	22	23	24	25
無色びん	燃やすごみ	粗大ごみ	プラスチック容器他	燃やすごみ		
26	27	28	29	30		
茶色びん	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類			

令和4年 July 7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					燃やすごみ	
3	4	5	6	7	8	9
蛍光灯・電球他	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
10	11	12	13	14	15	16
その他びん	燃やすごみ		プラスチック容器他	燃やすごみ		
17	18	19	20	21	22	23
無色びん	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
24	25	26	27	28	29	30
/31 茶色びん	燃やすごみ	粗大ごみ	プラスチック容器他	燃やすごみ		

令和4年 August 8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
ガラス・陶磁器類	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
7	8	9	10	11	12	13
その他びん	燃やすごみ		プラスチック容器他	燃やすごみ		
14	15	16	17	18	19	20
無色びん	燃やすごみ	ペットボトル他	カン・金属類	燃やすごみ		
21	22	23	24	25	26	27
茶色びん	燃やすごみ	粗大ごみ	プラスチック容器他	燃やすごみ		
28	29	30	31			
燃やすごみ	ペットボトル他					

令和4年 September 9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				カン・金属類	燃やすごみ	
4	5	6	7	8	9	10
蛍光灯・電球他	燃やすごみ	ペットボトル他	プラスチック容器他	燃やすごみ		
11	12	13	14	15	16	17
その他びん	燃やすごみ		カン・金属類	燃やすごみ		
18	19	20	21	22	23	24
無色びん	燃やすごみ	ペットボトル他	プラスチック容器他	燃やすごみ		
25	26	27	28	29	30	
茶色びん	燃やすごみ	粗大ごみ	カン・金属類	燃やすごみ		

みんなで守ろう「ごみ出しルール」

ごみの出し方【ごみ集積所編】

ごみは**決められた日の午前8時まで**に、ごみ集積所へ出してください。
【分別方法】資源とごみの分け方ガイドブックやホームページ**ごみ分別辞典**を確認して出してください。
※年末年始はごみ収集が行われません。



ごみ集積所の管理

利用する皆さんやごみ集積所の管理者が行ってください。お互いに協力して清潔に保ちましょう。
【注意】ルールを守らずに出されたごみや資源物は、啓発用シールが貼られ収集されません。



燃やすごみは指定ごみ袋で

令和4年4月の燃やすごみ収集日から、指定ごみ袋で出された袋のみの収集となります。
それ以外の袋で出されたごみは収集されません。
【販売先】スーパーやドラッグストア、ホームセンターなどで、20、30、45リットルが販売されています。



収集できないごみと対応方法

引越しやDIYなどで発生したごみ → 霞台クリーンセンターみらいへ自己搬入
事業系ごみ → 霞台クリーンセンターみらいへ自己搬入または許可業者に処理依頼
ガスボンベ、消火器、タイヤ、薬物、劇物など → 販売店へ処理依頼
エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 → 家電リサイクル法に基づき処分
① 引取販売店に手数料を払って引き渡す
② 郵便局でリサイクル券を購入し、対象品に貼り付け、指定引取場所に持ち込むか許可業者に運搬を依頼
※料金は製品の種類やメーカーにより異なります
※指定引取場所：イバラキ流通サービス株式会社／穴倉 5685-1 / ☎ 029-832-1800
パソコン本体、ディスプレイ、ノートブックパソコン → メーカーのリサイクル窓口申し込む
※パソコンのメーカーが分からないとき：一般社団法人パソコン3R推進協会 / ☎ 03-5282-7685
雨どい(プラスチック製)やあぜ波、コンクリートなどの建築廃材 → 産業廃棄物処理業者へ処理依頼



ごみの出し方【自己搬入編】

引越しやDIYなどで発生した大量のごみや事業系ごみは、自己搬入してください。
【自己搬入先】霞台クリーンセンターみらい（小美玉市高崎 1824-2） ☎ 0299-26-0246
受付：☎～☎ 午前8時30分～午後4時30分 ※日曜日、年末年始は受付できません。



ごみの分別・減量に取り組みましょう

生ごみの量を減らしましょう
● 買い物前に冷蔵庫の中身を確認して計画的な買い物を
● 食材を残さず使うよう調理方法を工夫
● 残った生ごみは水切りを（悪臭などの予防にも）
プラスチック製容器包装を分別しましょう
「プラマーク」があるものは、『プラスチック製容器包装』として分別しましょう。
その他紙を分別しましょう
「その他紙」は、「燃やすごみ」として出さずに、『その他紙』として分別して出しましょう。
※主なその他紙：封筒、はがき、紙袋、包装紙、コピー用紙、カレンダー、食品・お菓子の箱、ティッシュペーパーの箱、トイレットペーパー・ラップの芯、卵・フルーツなどの紙製の緩衝剤、わりばしの袋、メモ用紙など



お知らせと相談

募集のお知らせ

河川愛護モニターの募集



国土交通省では、河川を優しく見守る河川愛護モニターを募集します。

期間：令和4年7月1日～令和6年6月30日
応募資格：霞ヶ浦付近に居住する満20歳以上の方
応募期間：4月1日☎～5月16日☎
※応募方法などの詳細は、霞ヶ浦河川事務所ホームページをご覧ください。

☎ 国土交通省霞ヶ浦河川事務所占用調整課
☎ 0299-63-2419

相談のお知らせ

法律相談（要予約／電話受付順）



不動産、家庭の問題、相続、消費者問題、交通事故などについて、弁護士が無料でアドバイスします。

▶ 4月14日☎／午後1時～働く女性の家

▶ 4月28日☎／午後1時～あじさい館

※ 4月1日☎午前8時30分から予約開始

☎ 社会福祉課（千代田庁舎）

家庭児童相談（要予約）



家庭において子どもが健全に成長発達していくための養育や育成、養護、DV、虐待、非行などに関する相談をお受けします。

▶ ☎～☎（☎除く）／午前8時30分～午後5時／千代田庁舎

☎ 子ども家庭課子ども未来室（千代田庁舎）

なんでもかんでも相談（要予約）



ひきこもりや心理、精神、障害年金、法律などの相談を、相談経験のある相談員がお受けします。

▶ 4月16日☎／午後1時30分／やまゆり館

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

～ Information ～

心配ごと相談



市民の方の悩みや不安などに対して、相談員が助言や関係機関の紹介を行います。

▶ 4月13日☎／午後1時30分～3時／働く女性の家

▶ 4月27日☎／午後1時30分～3時／かすみがうらウエルネスプラザ

※予約は不要です。上記の場所へ直接お越しください。

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

結婚を希望する方を応援します



結婚を希望する方に出会いの場を提供する「市婚活サポートセンター」は、60歳以下の方であれば、市内外を問わずどなたでも登録できます。

▶ 毎週☎／午後1時～8時／霞ヶ浦庁舎

▶ 毎週☎／午前10時～午後5時／霞ヶ浦庁舎

※ ☎～☎（☎除く）午前9時～午後5時または上記の開設時間内に電話で事前予約が必要。

☎ 市婚活サポートセンター ☎ 029-897-1111

いばらきこころのホットライン

心の問題について電話相談をお受けします。匿名で相談でき、秘密は厳守されます。

▶ ☎～☎（☎、年末年始除く）／☎ 029-244-0556
午前9時～正午・午後1時～4時

▶ ☎☎（☎、年末年始除く）／☎ 0120-236-556
午前9時～正午・午後1時～4時

☎ 茨城県精神保健福祉センター

☎ 029-243-2870

「児童虐待かも」と思ったら、すぐ連絡を

児童虐待は、子どもの心や体に大きな傷を与え、時には命にも関わる大変深刻な問題です。虐待と思われることがあれば、迷わず連絡してください。

【児童相談所全国共通ダイヤル】

☎ 189（いちばやく）／24時間対応

有料広告欄